

令和2年度東大和市交通安全対策審議会

令和2年10月23日（金）午前10時00分～
東大和市役所 会議棟 第1・2会議室（1階）

会 議 次 第

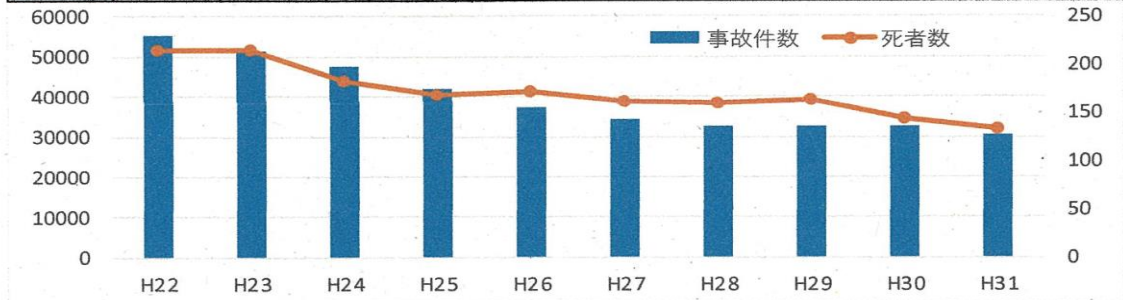
1. 市長挨拶
2. 委嘱状の交付
3. 委員の自己紹介
4. 会長の選出
5. 会長挨拶
6. 議題
 - (1) 職務代理者の指名
 - (2) 関係行政機関の状況について
 - ① 東大和市内の交通事故状況
 - ② 東大和市内の救急出場状況
 - (3) 東大和市の交通安全対策事業状況について
 - (4) その他

交通事故情勢

1 過去10年間の推移

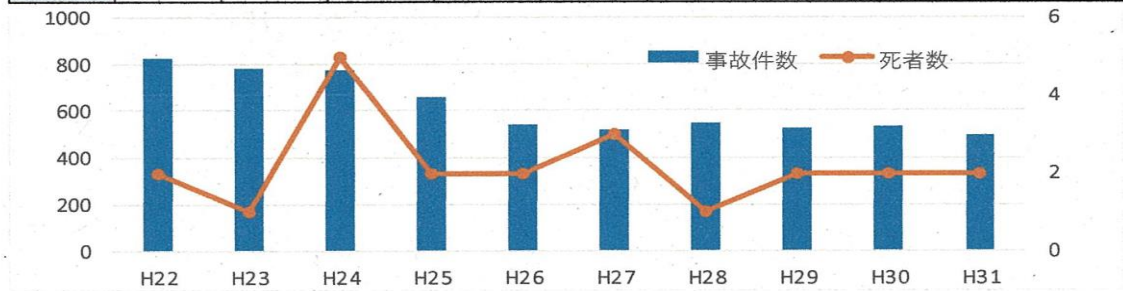
都内の事故発生状況(過去10年間)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
事故件数	55013	51477	47429	42041	37184	34274	32412	32763	32590	30467
死者数	215	215	183	168	172	161	159	164	143	133



東大和署管内の事故発生状況(過去10年間)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
事故件数	829	785	776	662	542	518	545	525	530	494
死者数	2	1	5	2	2	3	1	2	2	2

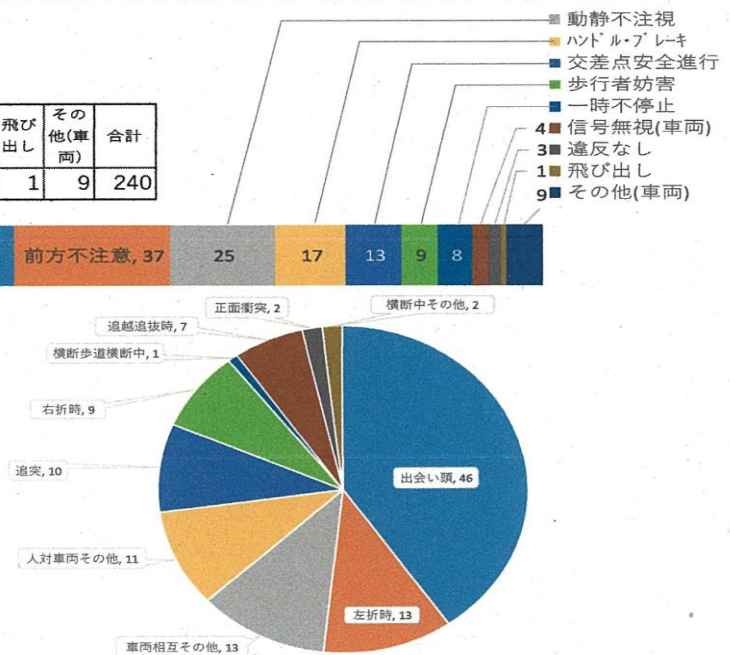


2 東大和市内における事故の原因

安全不確認	前方不注意	動静不注意	ハンドル・ブレーキ	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	信号無視(車)	違反なし	飛び出し	その他(車両)	合計
114	37	25	17	13	9	8	4	3	1	9	240



安全不確認を原因とする
事故の態様



令和2年10月23日
北多摩西部消防署

東大和市内の救急活動状況（令和元年中）

救急出場件数		4704件（前年比 +271件）			
搬送人員		4290名（前年比 +238名）			
事故種別		① 急病 3154件、約67%（前年比 +226件） ② 一般 835件、約18%（前年比 +7件） ③ 交通事故 362件、約8%（前年比 +14件） ④ その他 353件、約7%（前年比 +24件）			
交通事故	救急出場件数	362件（前年比 +14件）			
	搬送人員	352名（前年比 +18名）			
	年齢別	0～2歳	4名	40～49歳	39名
		3～5歳	6名	50～59歳	41名
		6～14歳	30名	60～64歳	27名
		15～19歳	22名	65～69歳	22名
		20～29歳	46名	70歳以上	80名
		30～39歳	35名		
	曜日別	日曜日	35名	木曜日	56名
		月曜日	52名	金曜日	60名
火曜日		56名	土曜日	50名	
水曜日		43名			
程度別	死亡	0名（初診時に死亡が確認）			
	重篤	2名（生命の危険が切迫している）			
	重症	12名（生命の危険が強いと認められる）			
	中等症	74名（生命の危険はないが入院を要する）			
	軽症	264名（軽症で入院を要しない）			
備考	1 本統計は、令和元年中において、東大和市内に東京消防庁の救急隊が出場したものです。 2 東京消防庁全体の交通事故に伴う救急出場件数は45,696件で、救急出場件数の5.5%を占めています。				

注：▲はマイナスを示しています。

東大和市の交通安全対策事業状況

(平成31年4月～令和2年3月)

1 交通安全推進事業

(1) 通学路等に交通立看板を設置又は交換を行い、交通安全対策に努めた。

- ・新 設 97箇所
- ・交 換 8箇所

(2) 交通安全運動

春の全国交通安全運動 元.5.11 (土) ～元.5.20 (月)

運動の重点	1. 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 2. 自転車の安全利用の推進 3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 4. 飲酒運転の根絶 5. 二輪車の交通事故防止 (東京都重点)
-------	---

秋の全国交通安全運動 元.9.21 (土) ～元.9.30 (月)

運動の重点	1. 子供と高齢者の安全な通行の確保 2. 高齢運転者の交通事故防止 3. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 5. 飲酒運転の根絶 6. 二輪車の交通事故防止 (東京都重点)
-------	---

(3) 交通安全教室実施状況

(単位：回、人)

対 象	回 数	人 員	内 容
幼 児	10	1,317	信号の見方、正しい横断の仕方等
児 童	10	741	小学3年生を対象にした、自転車運転免許講習会
生 徒	1	339	スタントマンによる体験型自転車交通安全教室 (2中)
高齢者	1	14	高齢者のための自転車交通安全教室 ・自転車交通安全講習 (座学) ・自転車シミュレータ体験
計	22	2,411	

(4) 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

① 掛金の額（年額） Aコース 1,000 円 Bコース 500 円

② 平成31年度中に受けた見舞金の支払い状況 (単位：件、万円)

等級	程 度	見舞金額及び件数				支 払 件数 計	支払 金額 計
		A コー ス		B コー ス			
		件数	金額	件数	金額		
1	死亡(交通災害を受けた日から1年以内)	0	300	0	150	0	0
2	重度の後遺障害(交通災害を受けた日から1年以内)	0	200	0	100	0	0
3	入院日数30日以上の傷害	2	34	1	17	3	85
4	入院日数10日以上30日未満、または実治療日数30日以上の傷害	11	14	2	7	13	168
5	実治療日数10日以上30日未満の傷害	5	8	0	4	5	40
6	実治療日数10日未満の傷害	9	4	2	2	11	40
合 計						32	333

③ 加入状況 (単位：人、%)

Aコース	Bコース	合計	加入率	備 考
2,705	1,130	3,835	4.5	31.4.1 現在の人口 85,337

(5) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

① 事業開始日 令和元年7月1日

② 支援内容

運転免許証を自主返納した方1人に対し、東大和市コミュニティバス回数乗車券（90円25枚つづり）1冊を交付。

③ 対象者

運転免許証を自主返納した方のうち、運転免許証を自主返納した日及び運転免許証を自主返納した日から起算して6か月以内の当該申請時において、東大和市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者であること。

④ 回数乗車券の交付状況

(単価：人、冊、%)

区 分	申請数	交付数	構成比
65 歳～69 歳	36	36	12.00
70 歳～79 歳	166	166	55.33
80 歳以上	98	98	32.67
合 計	300	300	100.00

2 交通安全施設管理事業

(1) 道路反射鏡の補修及び清掃、警戒標識、道路標示等の補修を実施し、適切な維持管理を図った。

- ① 道路反射鏡補修 4 基
- ② 警戒標識補修 0 基
- ③ 区画線等補修 7,800.49 m (127 路線)
- ④ カラー舗装補修 211.83 m² (25 路線)
- ⑤ 道路反射鏡清掃 1,264 基
- ⑥ 交差点鉾補修 5 基

3 交通安全施設整備事業

(1) 道路反射鏡の新設

一面鏡 6 基・二面鏡 0 基 ～合 計 6 基

(2) 交差点鉾の新設 1 基

(3) 自転車ナビマークの設置

自動車、歩行者と分離された自転車通行空間を整備し、自転車の事故を防止するため、自転車ナビマークを4路線（73箇所）設置した。

今後も警察署と協力し、必要箇所に自転車ナビマークの設置の推進を図る。

※別紙自転車ナビマーク設置場所図参照



自転車ナビマーク設置場所図



○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③